

# ふたば便り

ふたば税理士法人

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市中央区北2条西2丁目1-5リーゾントビル6F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

2013年1月号 (Vol. 125)

謹んで新春のお祝いを申し上げます。旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。あいかわらず厳しい経済環境が続いておりますが、ふたば税理士法人はそんな状況を吹き飛ばす元気な法人でありたいと考えております。私たちの活動を通じて、当法人のお客様やお取引先様、当法人のスタッフみんなが元気になるそんな税理士法人になるべく、本年も邁進いたします。

新しい年がみなさまにとりまして実りある良い年になるよう、心からご祈念申し上げます。

ふたば税理士法人代表 西俊輔

## 平成25年1月から適用される税制改正項目

例年、この1月号では前年12月に発表される税制改正大綱の改正内容を紹介していますが、昨年12月は衆議院議員選挙による政権交代があった影響から、税制改正大綱の発表が今月中旬以降にずれこんでいます。そこで今回は、過去の税制改正によってすでに成立済みの税制改正項目のうち、今年1月以後適用される主な改正項目をみていくことにしましょう。

### <所得税>

#### □ 給与所得控除の上限設定

従来、給与所得控除は、給与収入に応じて逡増的に控除が増加していく仕組みとなっていました。給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については245万円の上限が設けられることになりました。給与所得控除とは、すべての給与所得者に認められている概算経費のことです。

#### □ 特定支出控除の見直し

遠方から通勤する際の通勤費や資格を取得するための資格取得費など、一定の支出が給与所得控除を超える場合には、確定申告をすることによって所得税が安くなる特定支出控除制度があります。平成25年分の特定支出控除から適用対象支出の範囲が広げられるなどの改正が行われました。

#### □ 退職所得優遇課税の見直し

勤続年数が5年以内の役員については、退職所得の計算方法について、退職所得控除額を控除した残額の1/2を課税額とする措置が廃止されます。

### <消費税>

#### □ 免税事業者の要件見直し

消費者等から預かった消費税を納付する義務のある事業者(課税事業者)になるかどうかの判定は、これまで2年前の事業年度の課税売上(消費税がかかる売上)が1,000万円を超えているかどうかで判定していましたが、平成25年1月1日以後開始する事業年度からは、これまでのこの要件に加えて、1年前の上半期(6か月間)の課税売上が1,000万円を超えている場合には、その翌年から課税事業者になるという改正が行われています。あらたに個人事業を始めた場合や法人を設立した場合、これまでよりも早いタイミングで消費税の課税事業者になる可能性がありますので要注意です。

昨年中は大変お世話になり、ありがとうございました。今年は、創業者の皆様向けの勉強会や税務・経営セミナー開催など、より一層皆様のお役に立てるよう、事務所一丸となってサポートして参りたいと思います。何卒宜しくお願い申し上げます！ スタッフ一同

